

介護保険施設入所・ショートステイでの食費・居住費の軽減制度 負担限度額認定証(黄土色) 更新のお知らせ (令和8年8月以降分)

介護保険負担限度額認定は、介護保険施設やショートステイを利用する際の食費や居住費等の自己負担額が軽減される制度です。令和8年度(令和8年8月1日～令和9年7月31日)も引き続き認定を受けるためには、更新手続きが必要です。なお、**同封の「介護保険送付先設定(変更・取消)届出書」**について、更新申請に必ずしも必要ではありませんが、併せてご提出いただけますと、今後の長寿介護課からの郵便物送付がスムーズとなるためご検討ください。

申請に必要なもの

提出書類	書類内容	確認
☑ 申請書(表)	同封の申請書に記入してください。 (記入例を参考にしてください)	<input type="checkbox"/>
☑ 同意書(裏) ※生活保護受給者は不要	同意書(申請書の裏面)に記入してください。 (住民基本台帳に登録されている住所で記入)	<input type="checkbox"/>
☑ 預貯金等の写し ※生活保護受給者は不要	通帳のコピーなど ※本人と配偶者のもの全て(別世帯・世帯分離・事実婚含む)	<input type="checkbox"/>



資産の種類	ご提出いただく書類 ※本人及び配偶者(別世帯・世帯分離・事実婚含む)分も必要
預貯金(普通・定期)	銀行名、支店、口座名義、口座番号、口座残高(過去2カ月以内のもの)がわかるもの(通帳や明細書の写しなど) ※下記①②ページは必ず写しが必要。③ページはある場合添付。 ※複数お持ちの場合、全ての口座についての写しが必要。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">①口座情報記載ページ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">②最新残高記載ページ</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">③定期預金記載ページ</div> </div>
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(口座名義がわかるもの) ※ウェブサイトの写しも可
時価評価額が容易に把握できる貴金属(金・銀など)	購入先の銀行などの口座残高の写し(口座名義がわかるもの) ※ウェブサイトの写しも可
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(口座名義がわかるもの) ※ウェブサイトの写しも可
現金(タンス預金)	自己申告(申請書に記入)
負債(借入金・ローンなど)	借用証書などの写し

◎預貯金等の資産の状況について

金融機関等に対して、資産状況の照会を行う場合があります。その結果、不正受給が判明した場合は、給付した額の返還に加えて、給付額の最大2倍の加算金を徴収することがあります。

申請方法

上記必要書類を揃え、窓口または郵送で提出してください。提出期限は7月17日(金)としますが、それ以降でも受け付けは可能です。

- 窓口：伊方町役場長寿介護課・瀬戸支所・三崎支所（町見出張所では受付できません）
- 郵送：伊方町役場長寿介護課（〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1）

※注意※ 書類提出後、順次審査をするため、確認事項等があれば電話連絡させていただくことがあります。また、郵送で申請される場合、書類に不備があれば全ての書類を一旦返却します。返却後、あらためて書類を揃えて申請していただきます。

結果発送

審査の結果、対象の方には認定証を、対象外の方には非承認通知をお送りします。発送予定は7月中旬から下旬です。それ以降に提出のあった方は、随時審査しお送りいたします。

対象サービス

入 所		ショートステイ
・介護医療院	・地域密着型介護老人福祉施設	・短期入所生活介護
・介護老人保険施設	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・短期入所療養介護

対象者と利用者負担段階

●対象要件

生活保護を受給していること または下記条件①、②の両方に当てはまること

- ① 世帯員(別世帯の配偶者・事実婚含む)が住民税非課税
- ② 下表の収入要件と預貯金額等の資産要件を同時に満たす

(第2号被保険者(40～64歳)は、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下)

利用者負担段階	収入要件	預貯金額等の資産要件	負担限度額(1日あたり)					
			多床室	従来型個室	ユニット型個室	ユニット型準個室	食費	
第1段階	生活保護を受給	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	0円	550円 (380円)	880円	550円	300円	
	老齢福祉年金を受給							
第2段階	本人の前年の合計所得金額 + 公的年金収入額が	82万6,500円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	430円	550円 (480円)	880円	550円	390円 【600円】
第3段階①		82万6,500円超 120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	680円 【1,030円】
第3段階②		120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	特養等 ※530円	1,470円 (980円)	1,470円	1,470円	1,420円 【1,360円】

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※公的年金収入とは、非課税年金(遺族年金・障害年金)の収入も含まれます。

お問い合わせ先

伊方町長寿介護課長寿介護係（本庁1階）

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

☎0894-38-2652